

個人情報ファイル簿

①個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
②実施機関の名称	村長	
③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課 税務係	
④個人情報ファイルの利用目的	村税徴収に関する事務を行うにあたり、納税義務者等の情報管理及び滞納処分を行うため	
⑤記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5賦課・調定年度、6税目、7課税額、8納入額、9収納日、10滞納額、11延滞金額、12勤務先、13銀行口座、14連絡先、15宛名番号、16個人識別符号	
⑥記録範囲	村内居住者（現在村外居住含む）、村内不動産及び償却資産所有者、村内に事業所を有する事業者	
⑦記録情報の収集方法	本人、官公署	
⑧要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
⑨記録情報の経常的提供先	後志広域連合	
⑩開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 真狩村総務課	
	(所在地) 〒048-1631 真狩村字真狩118番地	
⑪訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	無	
⑫⑬個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無	
⑭行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
⑮行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
⑯行政機関等匿名加工情報の概要	—	
⑰作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
⑱作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
⑲記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている時はその旨	—	